

高原町地域公共交通計画の改定について

1 趣旨及び概要

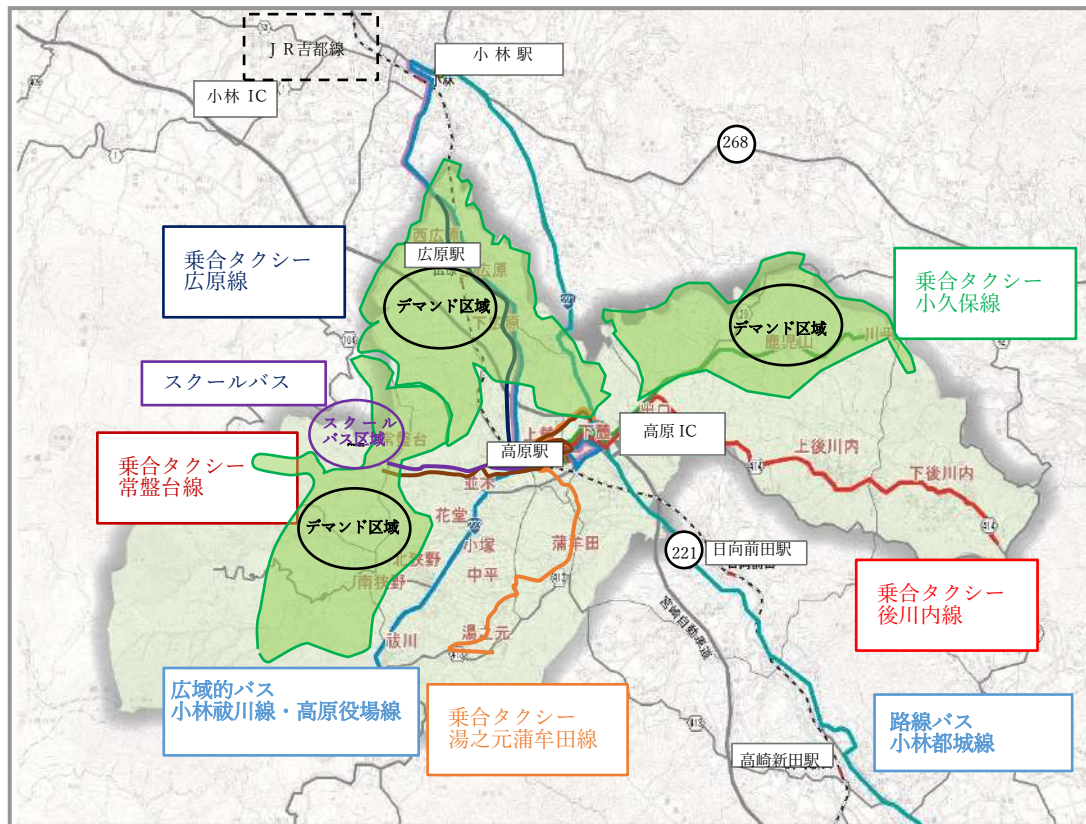
令和7年4月1日から、町内の各路線を運行する乗合タクシーを町内全域でのデマンド運行、また、広域的バスの小林祓川線を小林駅から並木区間までの運行とすることから、現行の高原町地域公共交通計画の一部を改定する。

次の改定に掲げる規定を改定後に掲げる規定に下線で示すように改定する。

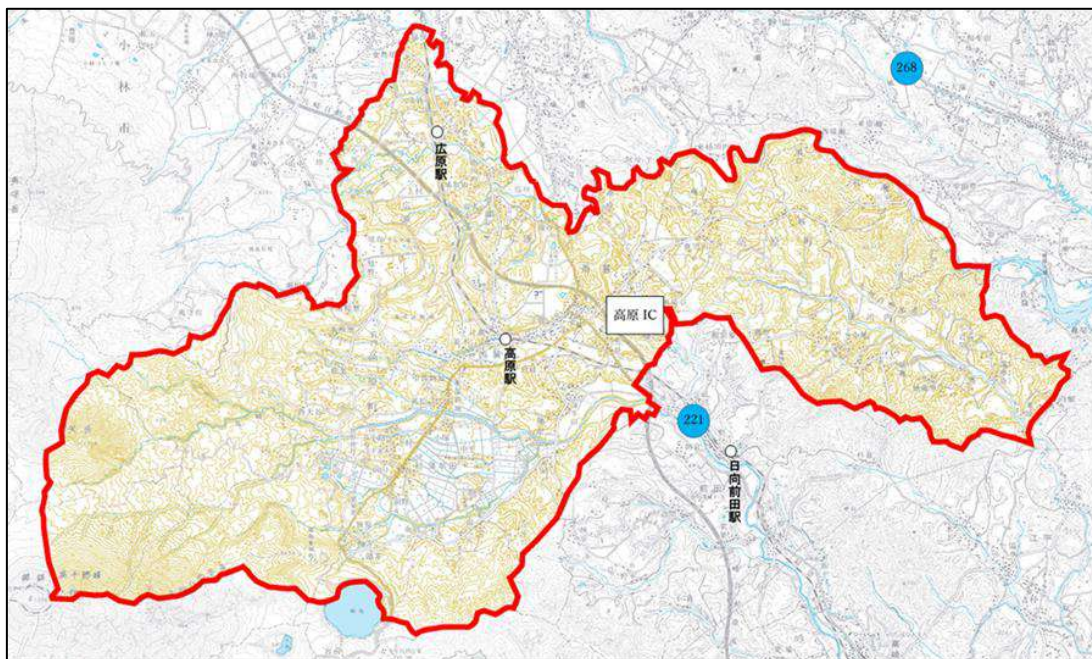
2 改定内容

・ 2 ページ 【■ 高原町の公共交通路線網図】

(改定前)



(改定後)



・ 38 ページ【広域交通・地域間幹線】

(改定前)

位置づけ	交通モード	系統名	役割	確保・維持策
広域交通	鉄道	JR 吉都線	都城市やえびの市方面など広域の移動を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域間幹線	路線バス (地域間幹線)	小林都城線 小林～高原～西都城	町内から隣接市の各拠点を連絡し、通勤、通学、買物、観光など多様な目的での地域間移動を担う	地域公共交通確保維持事業（地域間幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
	広域的バス (廃止代替バス)	<u>小林祓川線</u> <u>小林～広原～前野～祓川</u>		県補助の活用と町費を投じて持続可能な運行を目指す
		<u>高原町役場線</u> <u>小林～広原～高原町役場</u>		

(改定後)

位置づけ	交通モード	系統名	役割	確保・維持策
広域交通	鉄道	JR 吉都線	都城市やえびの市方面など広域の移動を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域間幹線	路線バス (地域間幹線)	小林都城線 小林～高原～西都城	町内から隣接市の各拠点を連絡し、通勤、通学、買物、観光など多様な目的での地域間移動を担う	地域公共交通確保維持事業（地域間幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
	広域的バス (廃止代替バス)	<u>小林並木線</u> 小林～広原～ <u>並木</u>		県補助の活用と町費を投じて持続可能な運行を目指す

・ 39 ページ【地域内交通・その他輸送サービス】

(改定前)

位置づけ	交通モード	系統名	役割	確保・維持策
地域内交通	<u>乗合タクシー</u> (<u>路線定期・路線不定期</u>)	※別途記載	<u>町内各所</u> から生活サービスが集中する町中心部までの運行を担う 広域交通や幹線、地域拠点に接続する	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す
	乗合タクシー (区域運行)			地域住民や交通事業者と協議の上、利用ニーズに応じた運行水準の確保を目指す
	乗用タクシー	—	鉄道、路線バス、乗合タクシーでは対応できない移動を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
その他輸送サービス	スクールバス	スクールバス	遠距離通学の児童の移動を担う	—

(改定後)

位置づけ	交通モード	系統名	役割	確保・維持策
地域内交通	乗合タクシー (区域運行)	※別途記載	<u>利用者の自宅</u> から生活サービスが集中する町中心部までの運行を担う 広域交通や幹線、地域拠点に接続する	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す <u>また、</u> 地域住民や交通事業者と協議の上、利用ニーズに応じた運行水準の確保を目指す
	乗用タクシー			交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
その他輸送サービス	スクールバス	スクールバス	遠距離通学の児童の移動を担う	—

・ 40 ページ【乗合タクシーの系統名等について】

(改定前)

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用	該当施策
<u>小久保線</u>	<u>JA ミルコ前</u>	<u>役場前・希望の店前</u>	<u>ほほえみ館</u>	4 条乗合	<u>路線不定期</u>	高原町 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助	目標①、② (P 42 参照)
<u>後川内線</u>	<u>東原</u>		<u>ほほえみ館</u>		<u>路線定期</u>			目標①、② (P 42 参照)
<u>湯之元蒲牟田線</u>	<u>川原口</u>		<u>LaLa きりしま</u>		<u>路線定期</u>			目標①、② (P 42 参照)
<u>常盤台線</u>	<u>常盤台活性化センター</u>		<u>LaLa きりしま</u>		<u>路線不定期</u>			目標①、② (P 42 参照)
<u>広原線</u>	<u>高塚</u>		<u>LaLa きりしま</u>		<u>路線不定期</u>			目標①、② (P 42 参照)
<u>小久保線</u>		<u>小久保地区</u>			区域運行		<u>なし</u>	目標①、② (P 42 参照)
<u>常盤台線</u>		<u>常盤台地区</u>						目標①、② (P 42 参照)
<u>広原線</u>		<u>広原地区</u>						目標①、② (P 42 参照)

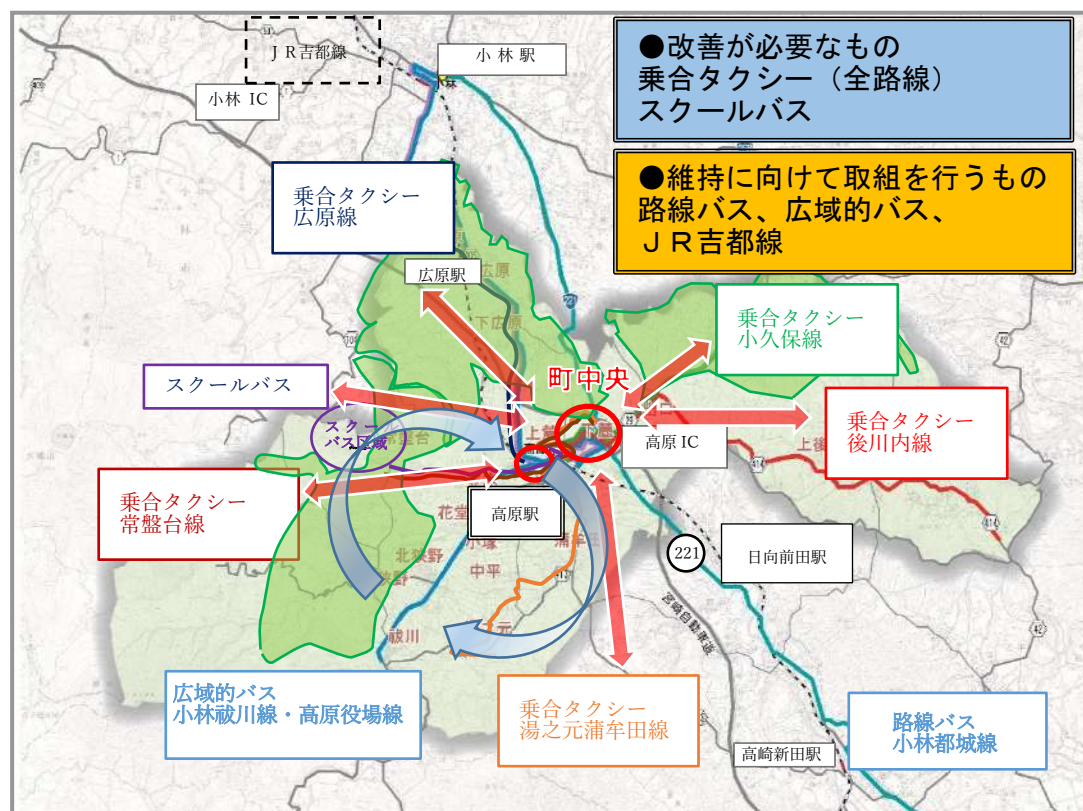
(改定後)

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用	該当施策
<u>町内全域線</u>	<u>二</u>	<u>町内全域</u>	<u>二</u>	4 条乗合	区域運行	高原町 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助	目標①、② (P 42 参照)

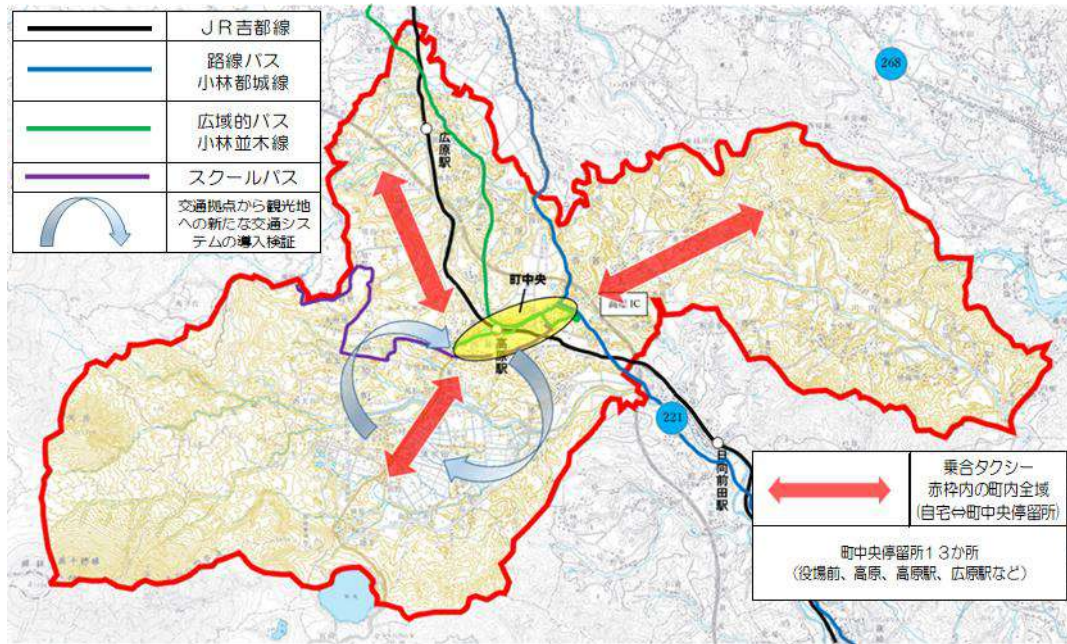
・ 40～41 ページ【補助事業の必要性について】

改定前	改定後
乗合タクシー5系統は、町中心部から各地域（集落）や公共・商業施設、病院等の生活必需施設を連絡する地域の移動手段としての役割を担っており、町中心部では広域交通や地域間幹線との接続により広域への移動も可能とするなど、これらを補完する欠かせない路線です。一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。	乗合タクシーの町内全域線は、<u>自宅から公共・商業施設や病院、生活必需施設が集積されている町中央部の停留所まで</u>の移動手段としての役割を担っており、町中央部では広域交通や地域間幹線との接続により広域への移動も可能とするなど、これらを補完する欠かせない路線です。一方、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

・ 41 ページ（3）将来のネットワーク図
（改定前）



(改定後)



4 4 ページ【目標達成に向けた施策・事業】

(改定前)

目標	施策	事業
目標① 誰もが利用しやすい交通環境の提供	(1) 路線バスの適正化	①路線バスの路線適正化 ②高速バスの利便性向上
	(2) 乗合タクシーの適正化	③乗合タクシー各路線の適正化
	(3) 乗合タクシーの運行形態の見直し	④新たな運行形態への検討・導入

(改定後)

目標	施策	事業
目標① 誰もが利用しやすい交通環境の提供	(1) 路線バスの適正化	①路線バスの路線適正化 ②高速バスの利便性向上
	(2) 乗合タクシーの適正化	③乗合タクシーの適正化
	(3) 乗合タクシーの運行形態の検証・改善	④新たな運行形態の検証・改善

45 ページ【目標① 誰もが利用しやすい交通環境の提供】

改定前	改定後
(1) 路線バスの適正化 ① 路線バスの路線適正化 幹線交通を担う路線バスは、県や都市、小林市、バス事業者と連携し、路線のあり方について、検討・見直しに取り組みます。 広域的バス路線である<u>小林祓川線と高原町役場線</u>は、乗降調査を実施して利用度合いや乗降傾向を分析し、小林市や交通事業者と運行効率化を講じます。	(1) 路線バスの適正化 ① 路線バスの路線適正化 幹線交通を担う路線バスは、県や都市、小林市、バス事業者と連携し、路線のあり方について、検討・見直しに取り組みます。 広域的バス路線である<u>小林並木線</u>は、乗降調査を実施して利用度合いや乗降傾向を分析し、小林市や交通事業者と運行効率化を講じます。
(2) 乗合タクシーの適正化 ③ 乗合タクシー各路線の適正化 <u>各路線</u>の利用者数や乗降り状況など適宜検証を行い、利用者のニーズを把握しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に<u>見直します。</u>	(2) 乗合タクシーの適正化 ③ 乗合タクシー<u> </u>の適正化 <u>町内全域線</u>の利用者数や乗降り状況など適宜検証や分析を行い、<u>タクシー事業者と運行効率化を講じます。</u>
(3) 乗合タクシーの運行形態の見直し ④ <u>新たな運行形態への検討・導入</u> <u>一部のエリアから開始しているデマンド化について、デマンドエリアに該当しないエリアのニーズや必要性を見極め、タクシー事業者と協議を重ねながら、全域デマンド化への転換可能性を検証します。</u>	(3) 乗合タクシーの運行形態の<u>検証・改善</u> ④ <u>新たな運行形態の検証・改善</u> <u>令和7年4月より開始した町内全域デマンド運行について、費用対効果を踏まえて、デマンド運行の有効性を確認し、新たな課題やニーズに対しての改善を図ります。</u>

45 ページ【目標② 多様な主体が連携しての公共交通の確保と、利用の促進】

改定前	改定後
(1) 路線バスの維持・確保・利用促進 ① 路線バスの維持・確保 (略) 広域的バス路線である<u>小林祓川線と高原町役場線</u>は、主に<u>祓川・狭野地区</u>の町民が町中央へ、<u>広原地区</u>の町民が小林方面へ移動する役割を担っているため、運行効率化を踏まえながら路線を維持します。	(1) 路線バスの維持・確保・利用促進 ① 路線バスの維持・確保 (略) 広域的バス路線である<u>小林並木線</u>は、主に<u>町中央部</u>や<u>広原地区</u>の町民が小林方面へ移動する役割を担っているため、運行効率化を踏まえながら路線を維持します。

③ 路線バスの利用促進活動 (小中学生等利用促進事業「小林<u>祓川</u>線」) 小中学生等の小林<u>祓川</u>線への愛着を深めることを目的に、社会見学(遠足等)、文化・スポーツ交流等の実施に際し、対象団体が小林<u>祓川</u>線を利用した運賃を助成します。	③ 路線バスの利用促進活動 (小中学生等利用促進事業「小林<u>並木</u>線」) 小中学生等の小林<u>並木</u>線への愛着を深めることを目的に、社会見学(遠足等)、文化・スポーツ交流等の実施に際し、対象団体が小林<u>並木</u>線を利用した運賃を助成します。
--	--

47 ページ【目標② 多様な主体が連携しての公共交通の確保と、利用の促進】

改定前	改定後
(3) 乗合タクシーの維持・確保・利用促進 ⑤ 乗合タクシーの維持・確保 主に公共交通空白地帯の解消を目的に高齢者等が移動するための役割を担う乗合タクシーは、今後も高齢化の進行や免許返納者が増加することに対する交通手段となるために運行を維持します。	(3) 乗合タクシーの維持・確保・利用促進 ⑤ 乗合タクシーの維持・確保 主に<u>高齢者等が町中央部へ</u>移動するための役割を担う乗合タクシーは、今後も高齢化の進行や免許返納者が増加することに対する交通手段となるために運行を維持します。

50ページ (3) 計画期間
(改定前)

基本方針	施策	事業
目標① 誰もが利用しやすい 交通環境の提供	(1) 路線バスの適正化	①路線バスの路線適正化
		②高速バスの利便性向上
	(2) 乗合タクシーの適正化	③乗合タクシー各路線の適正化
	(3) 乗合タクシーの運行形態の見直し	④新たな運行形態への検討・導入

(改定後)

基本方針	施策	事業
目標① 誰もが利用しやすい 交通環境の提供	(1) 路線バスの適正化	①路線バスの路線適正化
		②高速バスの利便性向上
	(2) 乗合タクシーの適正化	③乗合タクシー____の適正化
	(3) 乗合タクシーの運行形態の検証・改善	④新たな運行形態への検証・改善

51ページ (4) 各評価項目
(改定前)

目標② 多様な主体が連携して の公共交通の確保と維持、 利用の促進	路線バス利用者数 ①小林ー西都城 <u>②小林ー祓川</u> <u>③小林ー高原町役場</u> ※①令和元年度時の数値を 目標とし、改善に向けて取 り組む。 ※②乗車密度1.0を目標に 取り組む。 <u>※③乗車密度0.7を目標に</u> <u>取り組む。</u>	①32,752人 <u>② 3,646人</u> <u>③ 290人</u>	①41,000人 <u>② 4,550人</u> <u>③ 557人</u>
	<u>町内5路線</u> の乗合タクシー ①利用者数 ②収支率(運賃収入÷運行経 費) ③財政負担額(1人あたり)	①1,127人 ②8.2% ③1,681円/人	①1,240人以上 ②8.2%以上 ③1,800円/人

(改定後)

目標② 多様な主体が連携して の公共交通の確保と維持、利用の促進	路線バス利用者数 ①小林ー西都城 ② <u>小林ー並木</u> ※①令和元年度時の数値を 目標とし、改善に向けて取 り組む。 ※②乗車密度1.0を目標に 取り組む。	①32,752人 ② <u>3,936人</u>	①41,000人 ② <u>5,107人</u>
	<u>町内全域線</u> の乗合タクシー ①利用者数 ②収支率(運賃収入÷運行経 費) ③財政負担額(1人あたり)	①1,127人 ②8.2% ③1,681円/人 <u>※4年度時点は町 内5路線</u>	①1,240人以上 ②8.2%以上 ③1,800円/人

3 改定日 令和7年4月1日